

R5 飛騨市立神岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和5年4月1日改訂

はじめに

ここに定める「飛騨市立神岡小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

（１） 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２） 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３） 学校としての構え

- ・ 本校は、学校の教育目標「自ら考え 仲間とともに やりぬく たくましい神岡の子 ～自ら考える～」を掲げ、人を思いやり、いま自分は何をすべきなのか適切に判断し、周りの人と力を合わせて苦しさを乗り越えて前向きに進もうとする、「自立心・共生の心・ふるさとへの愛着」をもった「たくましい人」を育てようとしている。
- ・ すべての教職員がすべての教育活動の中で、全校児童に対して、常に声をかけたり励ましたり、助言するなどして、児童の主体的な成長・発達の過程を支えていく。
- ・ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、市学習習慣確立指針を核にして、授業を中心とした日頃の教育活動から、児童等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、「これくらいのこと」と思わずに対応する。
- ・ いじめの問題について、管理職のリーダーシップのもと、学校における委員会

や学年等の組織で必ず解決にあたる。また、学校のみで解決しようとせず、教育委員会と連携して取り組む。

- ・ 学校におけるいじめへの対応の方針等について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係者等に対して正確な情報提供を行い、事実を隠蔽することなく、保護者や地域住民の信頼を確保するように努める。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・ 自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対許されないことなど、「いじめや差別を絶対許さない学校づくり・学級づくり」「人間尊重の精神があふれる校風づくり」の徹底を継続する。

（４）児童の実態

- ・ 明るく素直で活発に行動できる児童が多い。また、仲間とともに成し遂げようとする意識はあるが、最後までやり遂げようとする力に弱さがある。
- ・ 休み時間の過ごし方や登下校などのルールを守れない姿が見られる。また、相手の気持ちを推し量ることが苦手な児童が多いことや、仲間に流されがちで、正しいと思うことを行動に移すことに弱さが見られる。
- ・ 仲間の良さに気づくことができる児童が多いが、自分の良さを実感できていなかったり、自分が誰かのために役立っていると実感できていなかったりして、自己肯定感や自己有用感を実感できていない児童が多い。
- ・ いじめは人間として絶対許されないと考えている児童は多い。

いじめの未然防止のための取組

学校の教育目標「自ら考え 仲間とともにやりぬく たくましい神岡の子」の達成を目指した指導を通して、児童一人一人の「豊かな心」「自己有用感」「自己肯定感」を育む。

（１）魅力ある学校・学級・授業づくり

- ・ 飛騨市が考える学習習慣の確立に示した「①話す人に心に向け、最後まで聴く」を学級経営の基盤とし、「②結論に根拠を付けて話す」姿を身に付け、自らの問いや願いをもち、根拠の明確な考え方によって練り合い高め合う授業づくりに努めるなど、主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業づくりを行う。
- ・ 学級目標の実現を目指し、仲間とともにやりぬく学級づくりを通して、一人一人の自己有用感を高め、やる気と自信を育てる。
- ・ 「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てる教師の姿を示し、「①子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う」「②子どものよさを捉え、認め、励ます言動を心がける」「③子どもの姿を見届け、自身の指導をふり返る」を行い、児童のよさ・持ち味を積極的に捉え、認め、励ます指導により自己肯定感を高める。

- ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談・学級経営に努める。

（２） 生命や人権を大切にする指導

- ・ 飛騨市が考える学習習慣の確立に示す目指す姿「話す人に心に向け、最後まで聴く」とは、「相手を大事にしている」「信じている」という心と心をつなぐ一番大切な思いやる姿であるという意味を教え、毎日となえる。
- ・ 「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てる教師の姿に示す、「①子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う」「②子どものよさを捉え、認め、励ます言動を心がける」等、子ども一人一人を大切にすることを教師の姿で示す。
- ・ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にすること、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３） 全ての教育活動を通した指導

- ・ 教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ① 一人一人の児童が自分のよさを実感することができる指導
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（４） インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。
- ・ 教科指導や特別活動、外部講師による講演活動などを通して、情報モラル教育を充実させ情報機器について児童と保護者とともに適切な使用ができるようにする。

いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、いじめ防止チェックシートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・ 毎月1回の「学校生活についてのアンケート」(記名式)によるいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・ 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。『飛騨市が目指す「学び」づくり』に示す『「主体的・対話的で深い学び」を生み出す3つの姿』『飛騨市が考える学習習慣の確立』『「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てる教師の姿』の意味を理解することや、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。
- ・ いじめの認知について、年度当初に研修を行い全職員が確実に認知できるようにする。

(4) 保護者との連携

- ・ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行う。
- ・ いじめた側には自分の行ったことを認知させ、いじめを行ったということを理解させたうえで指導を行う。その指導の中でいじめた側の児童にいじめが許さ

れないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。その上で謝罪の指導を親身になって行う。同時に、なぜそのような行為に至ったかについて事実と感情について十分に聞き取りを行い、その子のもつ苦しみの解決を図れるようにする。

- ・ いじめを受けた側には、親身になって心の痛みを充分共感した上で、これから安心して過ごせるように支えたり守ったりしていく。
- ・ いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力姿勢を築くことを大切にする。

（５） 関係機関等との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、市当局、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・ インターネット上の誹謗中傷・問題行動等については、早急に警察へ相談して対応する。また、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、関係機関と連携して解決にあたる。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学 校 職 員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

実施月	取組内容	備考
通年	- 児童理解研の実施（毎週水曜日、年間を通して実施） - SST、エンカウターの実施 - SC の定期的な訪問と教育相談の実施	
4 月	「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）についての職員研修会の実施（「方針」の理解、前年度のいじめの実態と対応等） - PTA 本部役員会、総会等で「方針」説明 - 学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信 - 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 - 学校生活アンケートの実施（記名式）	「方針」の確認 PTA 総会 令和 4 年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査 学年・学級懇談会
5 月	- 教育相談の実施 - 第 1 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） - 学校運営協議会で「方針」説明 - 学校生活アンケートの実施（記名式）	
6 月	- 学校生活アンケートの実施（記名式）、教育相談の実施 - スクリーニング会議の実施 - 情報機器アンケート（記名式）の実施	
7 月	- 第 1 回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） - 児童向けネットいじめ研修① - 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 - スクリーニング校内チーム会議の実施 - 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） - 学校生活アンケートの実施（記名式）	第 1 回県いじめ調査
8 月	- 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） - 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（夏休み前までの取組の評価） - 学校生活アンケートの実施（記名式）	夏季休業中の指導
9 月	学校生活アンケートの実施（記名式）の実施、教育相談の実施	
10 月	- 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） - 学校運営協議会委員等の会 - 学校生活アンケートの実施（記名式）	学年・学級懇談会
11 月	- 学校生活アンケートの実施（記名式）、教育相談の実施 「ひびきあい週間」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） - 学校生活アンケートの実施（記名式） - 情報機器アンケートの実施（記名式）	
12 月	- 第 2 回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） - 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） - 情報モラル調査の実施（無記名） - 学校生活アンケートの実施（記名式）	冬季休業中の指導 第 2 回県いじめ調査

1 月	・ 「学校生活についてのアンケート」と教育相談の実施 ・ 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・ 教職員による次年度の取組計画 ・ 学校生活アンケートの実施（記名式）	
2 月	・ 児童会の取組のまとめ ・ 第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・ 学校運営協議会 ・ 各指導部会による次年度の指導計画検討 ・ 学校生活アンケートの実施（記名式）	学年・学級懇談会
3 月	・ 各指導部会による次年度の指導計画（案）作成 ・ 学校だより等による次年度の取組等の説明 ・ 学校生活アンケートの実施（記名式） ・ 次年度への児童の情報の引き継ぎ	次年度への引き継ぎ

いじめ問題発生時の対応

① いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・ 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。
- ・ 事実の確認にあたっては、いじめられた児童、いじめた児童の言い分を十分に聴くこと。いじめられた児童の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・ いじめた児童に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた児童の心にも寄り添い、気持ちを十分聴く。

〔大まかな対応順序〕

※ 担任が一人で抱え込まないで組織で対応することを前提とする。

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３） 事後の指導及び見届け

- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して指導や見届けを行っていく。また、保護者との連携を密にしながら協力して見守っていく。

〔いじめの解消の定義〕

- ・ 「いじめの解消」とは、いじめの行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも３ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害、加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・ いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・ アンケートの質問票の原本等の一次資料は、当該児童生徒が卒業するまで保存する。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、５年間保存する。

★ 生徒指導の観点から

1. 一人一人の児童を大切に指導

特に大事にしていく基本姿勢は、よりよく生きていくために一人一人や仲間との「自己指導能力」を高め、「自己肯定感（有用感）」を育んでいくこと。

そのために、

「頑張る仲間は全員で支え、応援し、協力する。」

「頑張る仲間の足を引っばる児童は、全員で真剣に（毅然と）指導する。」ということ。

そして、いつもと違う言動や行動を敏感にとらえ、苦しんでいる児童や問題行動を起こす児童を確実に見つける。また、問題行動をおこす児童の内面やバックボーンを確実に把握し、教育相談と連携しながら指導にあたる。

（１）全職員で、児童に寄り添った指導を行う。

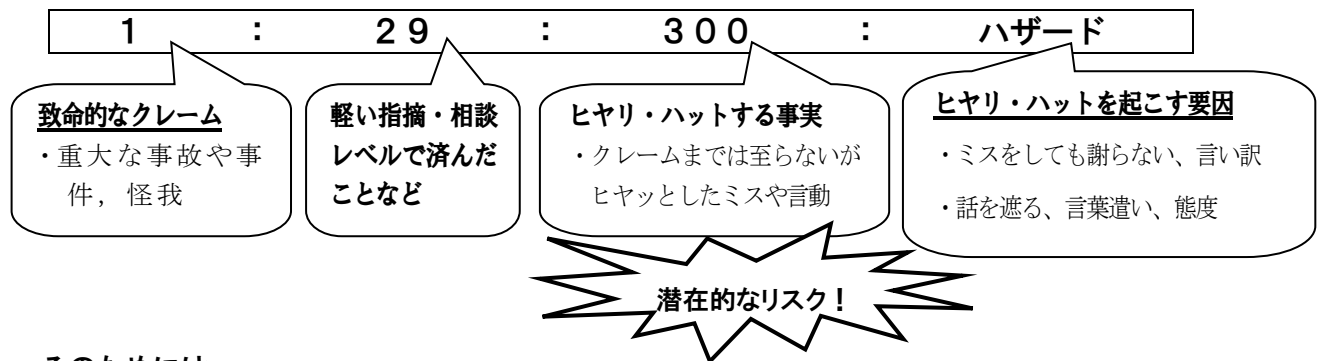
【初期対応】の重要性 → 気になることがある時はすばやく【報・連・相】を！

【報・連・相】 → 一人で抱え込まない、すばやい【情報の共有や共通理解】の重要性

【ヒヤリ・ハットの法則】 → 「あれっ？ いつもと違うな（アンテナを高く）」の重要性

『1：29：300の「ハインリッヒの法則」』

1件のマスコミ沙汰になるような重大事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300件のヒヤリ・ハットする危険な状態やミスが存在するという法則です。その下にさらにヒヤリ・ハットにつながるハザードが潜んでいます。



そのためには・・・

- ・ 授業、給食、掃除、休み時間等、あらゆる場面で児童を見守り、見届ける。
- ・ 児童から目を離さない。積極的に声をかける。丁寧に教える。（「ありがとう」「がんばってるね」）
- ・ その場で褒め、その場で指導する。同じ目の高さで話を聞く。
- ・ 児童のよさ、気になる姿、指導したことなどをすぐに報告する。（担任、主任、生徒指導へ）
- ・ 破損箇所は直ちに直す。（即時行動と、安全点検の確実な実施）

→ 「あれっ？ いつもと違うな。」と思うためには、「いつも知っていること」と「よく見ること」

(2) 児童の居場所の確認をする。

- ・ 欠席、遅刻、早退者を担任が確実に教室の黒板に位置づける。(見届ける)
- ・ 欠席、遅刻、早退者の名前と理由を職員室のホワイトボードに記入する。
- ・ フリーや教科担任は、欠席者や保健室で休んでいる児童などを確認する。

(3) 学級の願いや足跡を共有する集団

- ・ 教室経営に、担任や学級の願い、現在目指している姿などを位置付ける。

2. 教師の構え「生きる勇気を与えられる教師 ～いじめを生まない・見逃さない教師～」

一番大事なことは、「教師が“どこに目を向け”“見逃さずに”一人ひとりや学級の言動を見抜いているか」である。そして、文部科学省の通知にあるように、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という基本認識を持つことが重要である。

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを有していることを理解する
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する(人権感覚)
- ⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(1) 生徒指導の「さ・し・す・せ・そ」

「さいあくの事態を想定し・しんちょうに・すばやく・せいいをもって・そしきてきに対応する」
(せいじつに)

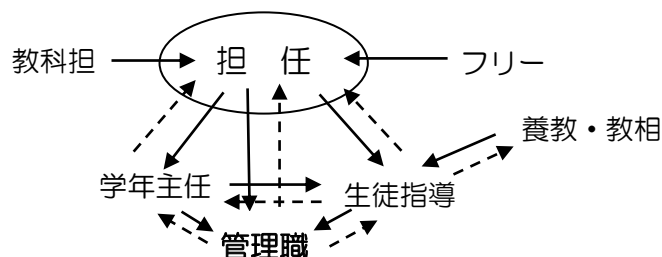
(2) いじめを生まない・見逃さない教師であるための自己点検

岐阜県教育委員会学校安全課より、いじめ防止チェックシートが出されている。随時チェックをしてみて、生徒指導や学級経営で「どこに目を向けて」「生徒の気になる言動を見逃さない」ようにしていくかを見直し、実践することを心がける。

(3) いじめや怪我を防ぐ、被害を最小限に食い止めるための「職員の連携(報・連・相)」

「情報の共有」に基づく「共通行動」を大事にする。⇒ **迅速・ていねい・正確に!**
それが、「事故やトラブルを防ぐ」ことや「早期対応による被害を抑制」、そして何よりも「生徒の成長や自己有用感(肯定感)」につながる。

早期発見早期対応には、まず、情報の共有。小学校の生活では教師が児童と一緒にいる時間が長い。その分、偏った見方をするのではなく、多面的な見方をし、アンテナを高く張らなければならない。本校は担任が生徒指導を兼ねているため、生徒指導が早急な対応することが難しい場面もある。よっていじめ事案や疑われる場合は管理職へ報告・相談する。また、気になる姿については学年主任、生徒指導等へ相談する。



基本的には、上の図の流れで情報交換を行う。

* スピーディーな情報交換のために、場合によっては情報を交換する。
(ケース会議を開く)

- ① その日の内に事実確認，指導ができた場合→その結果について報告する。
- ② その日の内に指導まで完了しない場合→起きた事実をその日のうちに報告する。
機会を捉えて経過報告をする。
- ③ 保護者との対応が難しい場合 →学年主任，生徒指導，養護教諭，教育相談，管理職などとにかく相談をする。
- ④ 児童理解研の中で報告し、全職員に共通理解をする。

【交換する情報の内容と動きの確認】

	情 報 内 容	学年主任（担任）から
1	命に関わる事故，怪我，病気など（首から上の事故は特に）	養護教諭，管理職，生徒指導へ
2	登校を渋っている児童や不登校傾向の児童のようすについて	教育相談主任，養教，教頭へ
3	登校していない児童の所在確認について	養護教諭，フリーへ
4	けんかで怪我をした場合，器物破損	教頭，養教，生徒指導へ
5	いじめ，いじめではないかと思われる様子	管理職，生徒指導へ
6	保護者からの苦情	管理職へ
7	犯罪に関わること	管理職，生徒指導へ

2. 指導や対応の方法について 「事実」を「正確」につかむ！

	事 実	具 体 的 指 導 方 法	指導教諭
1	けんか	① 関わった生徒から別々に事情を聞き、 事実確認 をする。 （原因、手を出したか、誰が関わったかなど…特に「 5W1H 」） ② 担任、主任による両者への指導。当事人同士による和解。 ③ 学級（担任）、学年（主任）の生徒への説明と指導。 ④ 保護者への説明（謝罪）怪我をした場合は、速やかに管理職へ連絡。	担任 学年職員
2	いじめ（狭義の事案）	① 関わった生徒から事情を聴く。 ② 管理職へ一報の報告。 ③ いじめ対策委員会で、指導方法を検討する。 ④ かかわった児童が多数になり、再度事情の確認が必要な場合は、担任一人で行うのではなく、複数の職員（生徒指導、学年職員、フリー、教頭 等）で同時に行う。 ⇒「早期発見・早期対応」の初動対応と「組織」が重要であり、不可欠、休み時間に随時情報を確認し、対応する。 ⑤ 家庭に連絡を必ず行い、被害者側は家庭訪問、加害者側は保護者召還を基本とする。また、被害者側には継続して連絡を取る。	担任 学年職員 生徒指導主事 いじめ対策委員
	いじめ（広義の事案）	① 関わった児童から事情を聴く。 ② 該当する児童について事実確認と指導を行う。 ⇒「早期発見・早期対応」の初動対応と「組織」が重要であり、これを間違えると、重大事案に発展する場合もある。 ③ 被害者側、加害者側とも家庭に連絡を必ず行う。	担任 学年職員 生徒指導主事
3	器物破損	① 関わった生徒から別々に事情を聞き、事実関係を明らかにする。 ② 担任が付き添い、教頭に謝罪に行く。 *役割分担 ③ 担任が指導する。指導が終わったところで、「 <u>学校備品、施設、設備の破損報告並びに謝罪書</u> 」の記入について指導。 ④ 保護者への連絡。謝罪書への記入の説明。 ⑤ 担任同伴により、事務→教頭→校長の指導を受ける。指導を受けた謝罪書は、教頭に提出する。 ⑥ 学年主任や生徒指導への報告はタイミングを見て報告する。指導後でも構わない。ただし状況によってはすぐに報告が必要な場合もある。	担任 学年職員
4	犯罪に関わる事	① 担任、学年主任（必要であれば生徒指導主事）が別々に事情を聞き、事実関係を明らかにする。 ② 生徒指導・管理職に報告。 ③ 必要な場合は、関係機関との連携をして対応する。 ④ 担任、学年主任、生徒指導同席で保護者、本人に指導。（謝罪、反省の手段について確認）その後、校長、教頭が指導。	担任 学年主任 生徒指導 管理職
5	けが	① 首から上の怪我については軽く考えず、管理職へ報告する。 ② 家庭に連絡して病院で診察を受けるようにしてもらう。必要であれば付き添う。 ③ 事後（帰宅後）の電話や家庭訪問をする。	担任 学年主任 養護教諭

※ 毎月、いじめ・教育相談等認知シートに担任または関係職員（指導を行った職員、相談を受けた職員、生徒指導主事等）が記録を行う。

※ 狭義のいじめに該当する事案については、別紙に指導の経過を詳細に記録する。